

山梨県公報

第千八百八十一号

平成二十年

八月二十五日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更	四九一
道路の供用開始(二件)	四九一
河川区域の指定の一部改正	四九二
廃川敷地等	四九二
公告	四九二
国土調査の成果の認証	四九二
正誤	四九二
平成元年三月三十日付山梨県公報号外第二十一号中	四九二

告示

山梨県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	甲斐市大字下今井字清水端地内一級河川釜	旧	一五・六

無川左岸堤防地先から
甲斐市大字下今井字清水端一四九八番の五
地先まで

新	二五・八	八七・〇
一四・〇	一五・六	

山梨県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成二十年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市長坂町大井ヶ森字上フノ リ平一二八一番の二地先から 北杜市長坂町大井ヶ森字上フノ リ平一二九二番の二地先まで	一八〇・〇	平成二十年八月二十五日

山梨県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成二十年九月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町砂原字青木六五番の三地先から 笛吹市石和町小石和字神明二八六番の二地先まで	八七五・〇	平成二十年九月五日

山梨県告示第三百七十六号

一級河川荒川に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

第二十六号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び荒川ダム管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百七十七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び荒川ダム管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 荒川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年八月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市川窪町字舟窪七百七十二番三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 千九百五十一・八一平方メートル

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十年八月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称 南部町
- 二 調査を行った時期 南部町 平成十八年十月二十四日から平成十九年三月二十二日まで
- 三 成果の名称

- 四 地籍図及び地籍簿調査を行った地域 南部町大字福土の一部地区
- 五 認証年月日 平成二十年八月十二日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成元年三月三十日山梨県規則第十三号（山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則）

八	下	五	通知は	通知は、
---	---	---	-----	------